

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第12号

秋田県後期高齢者医療広域連合の財政報告書の作成及び公表に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第19号）第4条第1項の規定に基づき、財政報告書を次のとおり公表する。

閲覧場所 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館1階
秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

閲覧期間 令和5年12月18日から令和6年6月17日まで

令和5年12月18日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志